

相談室だより 7月号

(No. 145号)

平成21年7月1日発行

熊取療育園 木目談室

大阪府泉南郡熊取町朝代東4丁目22-12

TEL: 072-453-5917

FAX: 072-452-9151

e-mail: kumatori_room@tea.ocn.ne.jp

障害基礎年金③

～申立書・診断書について～

申立書の記入は少々苦勞します。病歴の状況について、過去をできるだけ詳しく思い出して書く必要があるからです。ご本人のこれまでを、・生まれたとき ・生まれてから3歳くらいまで ・就学前 ・小中学校 ・高校時代やその後の進路 ・現在 といふふうにくわいて、各時代において、障害ゆえにご本人やご家族が困ったことを、具体的なエピソードを交えながら書きます。

また、就労・日常生活状況について（申立書の裏面）は、単に仕事の内容だけでなく、仕事の速さや正確さ、出勤状況やストレス症状なども書くようにします。また、日常生活上のできることに、できないことについては、ご本人が一人で暮らすことを想定して、判断するようにします。

5月号の「申請の手順」でも紹介しましたが、申立書の記入には必ず下書きすることを勧めます。書いて読み返すことで、さらに記入すべき当時の様子を思い出せることもあるからです。

次に、診断書について。知的障害の方が

うこととなります。普段からかかりつけの精神科医師がいればよいですが、特にない場合は、診断書を書いてくれる医師を探して、受診する必要があります。

また、診断書費用がかかります。5000円とか7000円、10000円など、医療機関によって違うので、事前に問い合わせ確認しておくとうよいでしょう。

診断書を書いてもらうときには、申立書の下書きを持参しましょう。できれば、申立書とは別に、日常生活能力についてのメモ書きを添えれば、普段のご本人の様子が、より医師に伝わり、診断書記入の一助となります。例えば食事について、食べる行為だけでなく、食事量やマナー、栄養やバランスの理解なども視野に入れます。これらを一人で暮らす場合を想定して、直接介護だけでなく、声かけや確認などがどうかを、メモにまとめておくことです。

相談室では、ご連絡いただければ、これらの準備のお手伝いもさせていただきます。お気軽にご相談ください。



答がほしいわけじゃない。助けてほしいわけじゃない。ただ、「しんどいね」「頑張ったね」と、認めてほしかったんだ。
(見学)